

令和 4年度施工

工事設計書（公示用）

工事名： 西岡4条9丁目ほか樹木伐採業務

令和 4年 6月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 東部下水管理センター

業務委託説明書

1. 業務委託理由

本業務は、札幌市下水道河川局が管理する管路施設用地内に自生している樹木が隣接する民地に越境し、維持管理上支障となっているため伐採および処分を行うものである。

2. 業務場所

札幌市豊平区西岡4条9丁目及び札幌市清田区北野5条4丁目

3. 業務内容

- (1) 樹木伐採
- (2) 樹木処分

4. 履行期間

契約締結日から令和4年10月10日までとする。

5. 仕様書

西岡4条9丁目ほか樹木伐採業務特記仕様書による。

西岡 4 条 9 丁目ほか樹木伐採業務 特記仕様書

1 業務概要

本業務は、札幌市下水道河川局が管理する用地の維持管理を目的として、用地内にある樹木の伐採を行うものである。

2 履行期間

契約締結日から令和 4 年 10 月 10 日まで

3 業務の履行場所

豊平区西岡 4 条 9 丁目（別添の位置図及び詳細図を参照）及び
清田区北野 5 条 4 丁目（別添の位置図及び詳細図を参照）
なお、詳細な場所については、業務担当者に確認すること。

4 業務内容

(1) 樹木伐採

- ① 樹木計 26 本を伐採する。
- ② 樹高は、3～15m で、幹周ごとの樹木本数は下表のとおり。

幹周 (cm)	30～59	60～89	90～119	120～149	150～
本数 (本)	7	12	4	2	1

(2) 樹木処分

履行場所の伐採した樹木は、次のとおり取り扱う。

区分	取扱	運搬先
主幹	処分	札幌市ごみ資源化工場 (札幌市北区篠路町福移 1 5 3)
枝葉		

5 注意事項

- (1) 現場での作業時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 17 時までとする。
- (2) 伐採作業の実施日は、業務担当者との協議のうえ決定すること。
- (3) 樹木の切断箇所は地際を原則とし、業務担当者が指示する。
- (4) 作業現場においては、常に整理整頓を行って事故防止に努めるとともに、作業後は後片付けおよび清掃を確実にすること。
- (5) 作業現場内には下水道施設が埋設されているほか、周辺は住宅が近接するため、伐採作業により周囲の建築物等に損傷を与えたり、人に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意すること。
なお、本業務によって建築物等の損傷や人的被害が発生した場合は、受託者の責において対処すること。

6 提出書類

受託者が発注者に提出する書類は、以下のとおりとする。

提出書類	提出部数	提出期限
業務着手届	1部	着手後速やかに
業務責任者指定通知書	1部	着手後速やかに
業務日程表	1部	着手後速やかに
業務計画書	1部	現場作業開始前
業務完了届	1部	完了後直ちに
業務実施報告書	1部	業務完了時

なお、業務計画書及び業務実施報告書に記載すべき項目を次の通り指定する。

・業務計画書

- ① 業務概要
- ② 業務箇所位置図
- ③ 実施工程表
- ④ 使用機械
- ⑤ 作業手順
- ⑥ 業務体制表
- ⑦ 安全管理
- ⑧ 安全訓練実施計画
- ⑨ 緊急時の連絡体制表

・業務実施報告書

- ① 業務日誌
- ② 業務時写真
- ③ 業務施工協議簿
- ④ 建設副産物伝票

7 環境への配慮

本業務の履行においては、使用する機材・用品等は極力環境に配慮したものとするなど、環境負荷の低減に努めること。

8 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、業務担当者との連絡を密に行い、事故等の問題が発生した場合は直ちに報告し、指示を受けること。
- (2) この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ業務担当者との協議し、その指示に従うこと。

以上

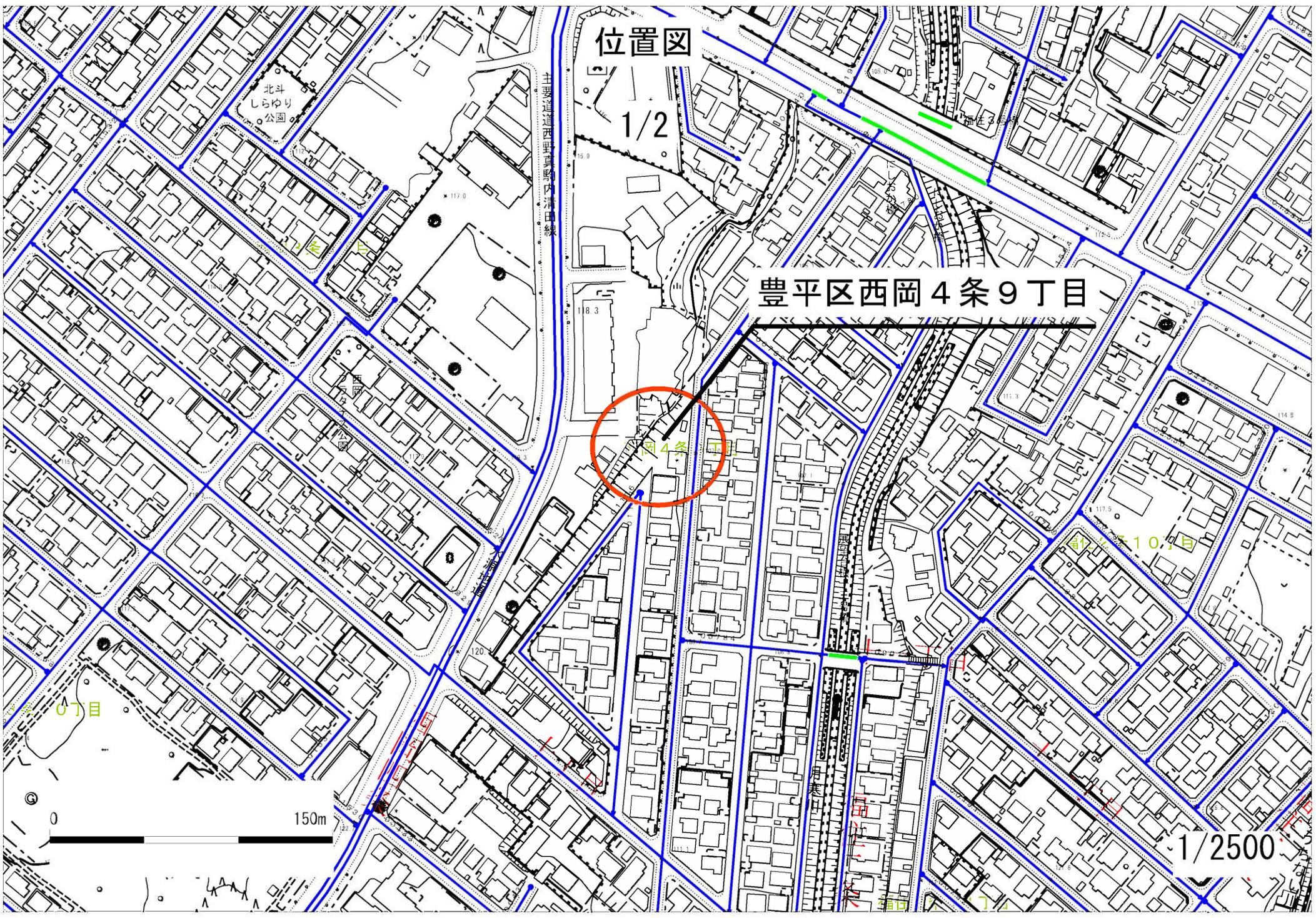
位置図

1/2

豊平区西岡4条9丁目

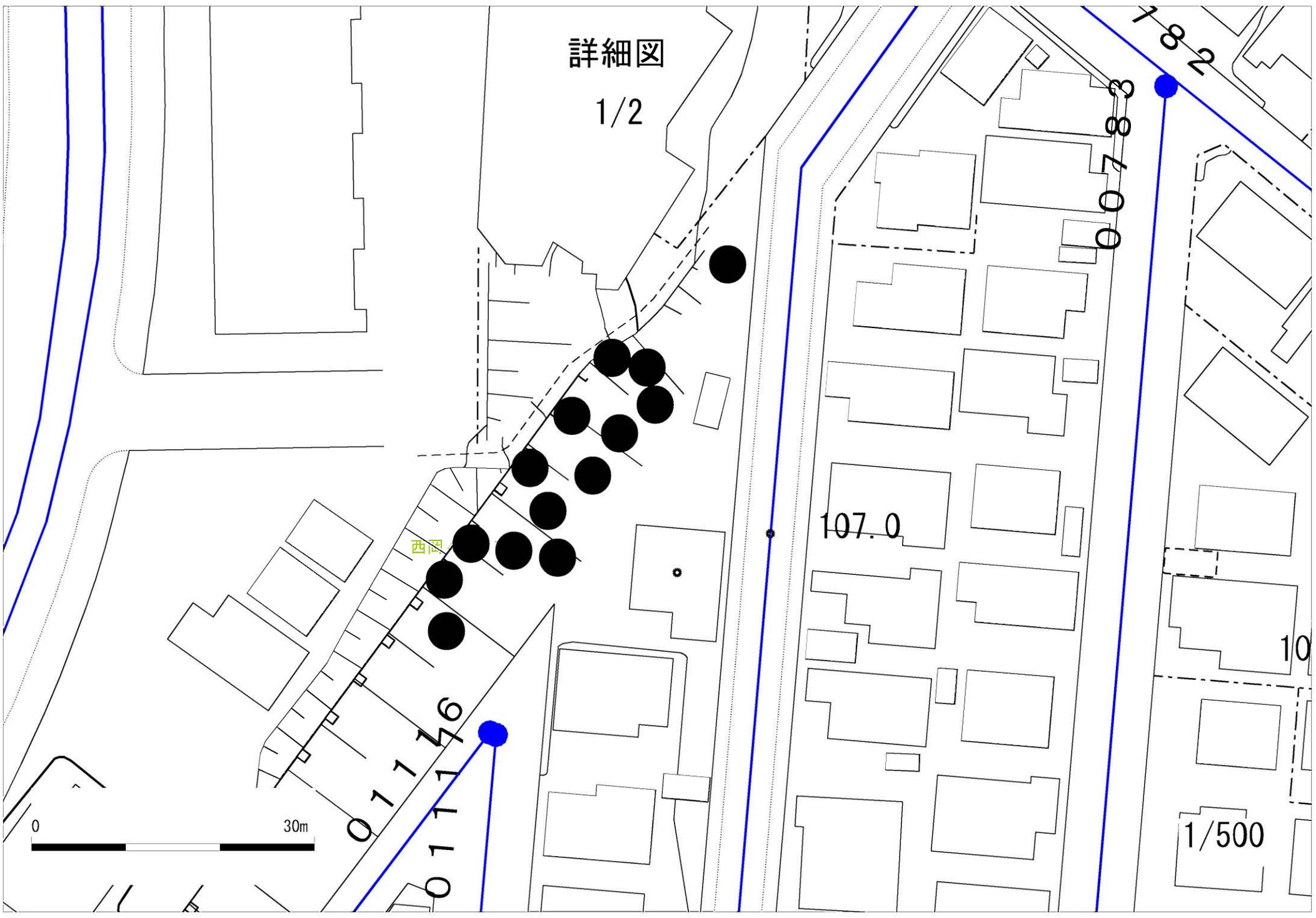


1/2500



詳細図

1/2



西側

011176

00783

107.0

10

1/500

0 30m

位置図

2/2

清田区北野5条4丁目

清田区

北野中央公園

1/2500

150m

